意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

序

第一条 略称

第二条 締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用

第一章 国際出願及び国際登録

第三条

国際出願をする資格

第四条 国際出願をするための手続

第五条 国際出願の内容

第六条 優先権

第七条 指定手数料

第八条 不備の補正

第九条 国際出願の出願日

第十条 国際登録、 国際登録 が の 日、 公表及び国際登録の秘密の写し

第十一条 公表の延期

第十二条 拒絶

第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件

第十四条 国際登録の効果

第十五条 無効

第十六条 国際登録に関する変更その他の事項の記録

第十七条 国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間

第十八条 公表された国際登録に関する情報

第二章 管理規定

第十九条 二以上の国の共通の官庁

第二十条 ハーグ同盟の構成国

第二十一条 総会

第二十二条 国際事務局

第二十三条 財政

第三章 改正及び修正第二十四条 規則

第二十五条 この改正協定の改正

第二十六条 総会による特定の規定の修正

第四章 最終規定

第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続

第二十八条 批准及び加入の効力発生の日

第二十九条 留保の禁止

第三十条 締約国が行う宣言

第三十一条
・千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用

第三十二条 この改正協定の廃棄

第三十三条 この改正協定の言語及び署名

第三十四条 寄託者

第一条 略称

(i) 「ハーグ協定」とは、意匠この改正協定の適用上、

の国際寄託に関するハーグ協定

(その名称を意匠の国際登録

に関する

(ii) ーグ協定と改める。) 「この改正協定」とは、 をいう。 今回の改正協定に定めるハーグ協定をいう。

「規則」とは、この改正協定に基づく規則をいう。

「所定の」とは、規則に定められていることをいう。

「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、 その後改正され、 及び修正され

た工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(v)

(iv)

(iii)

(vi) 「国際登録」とは、 この改正協定に従って行われる意匠の国際登録をいう。

★ 「国際出願」とは、国際登録のための出願をいう。

(iii) 「国際登録簿」 とは、 この改正協定又は規則が記録することを要求し、 又は認める国際登録に関す

る情報を公式に集積したものであって、 国際事務局が保管するものをいい、 当該情報が蓄積される媒

体のいかんを問わない。

- (ix)者」とは、 自然人又は法人をいう。
- (X)「出願 人」とは、 自己 の名において国際出願をする者をいう。

自己の名において国際登録が国際登録簿に記

録されている者をいう。

(xi)

名義人」

とは、

(xii) 「政府」 間機 翼 とは、 第二十七条(1)(i)の規定に基づきこの改正協定の締約国となる資格を有する政

府間機関をいう。

- (iii) 「締約 国」とは、 この改正協定を締結している国又は政府間機関をいう。
- (xiv) 「出願人の締約国」とは、 出願人が一の締約国との関係において、 第三条に規定する条件の少なく

とも一の条件を満たすことにより国際出願をする資格の取得の根拠とする当該一の締約国をい 出願人が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格の取得の根拠とすることができる締約国 が ま

二以上存在する場合には、 当該締約国のうち、 国際出願において表示された一の締約国をいう。

 (χV) 「締約国の領域」とは、 国である締約国についてはその領域、 政府間機関についてはその政府間機

関を設立する条約が適用される領域をいう。

- (xvi) 「官庁」とは、 締約国の領域において効力を有する意匠の保護の付与について当該締約国によって
- 責任を与えられた機関をいう。
- (wii) 「審査官庁」とは、意匠の保護を求める出願について、当該意匠が少なくとも新規性の条件を満た
- しているかどうかを決定するために職権により審査する官庁をいう。
- (wiii) る当該請求の記録をいう。 「指定」とは、 ある締約国において国際登録の効果が生ずるよう求める請求又は国際登録簿におけ
- (xix) 「指定締約国」 及び「指定官庁」とは、それぞれ指定が適用される締約国及びその官庁をいう。
- $(\chi\chi)$ 「千九百三十四年改正協定」とは、ハーグ協定の改正協定であって、千九百三十四年六月二日にロ
- ンドンで署名されたものをいう。
- (xxi) 「千九百六十年改正協定」とは、ハーグ協定の改正協定であって、千九百六十年十一月二十八日に
- ハーグで署名されたものをいう。
- (xii) 「千九百六十一年追加協定」とは、千九百三十四年改正協定の追加協定であって、千九百六十 <u>-</u> 年

(1)

十一月十八日にモナコで署名されたものをいう。

(xiii) 「千九百六十七年補足協定」とは、ハーグ協定の補足協定であって、千九百六十七年七月十四日に

ストックホルムで署名されたもの(その修正を含む。)をいう。

「同盟」

(xxiv) 改正協定、 千九百六十年改正協定、 千九百六十一年追加協定、 千九百六十七年補足協定及びこの改正

とは、千九百二十五年十一月六日のハーグ協定によって設立され、

並びに千九百三十四年

協定によって維持されるハーグ同盟をいう。

「総会」 とは、 第二十一条(1)(3)に規定する総会又は当該総会に代わる組織をいう。

機関」 とは、 世界知的所有権機関をいう。

「事務局長」とは、 機関の事務局長をいう。

「国際事務局」とは、 機関の国際事務局をいう。

(wiii)

(xxii)

(xxi)

(XXV)

「批准書」には、受諾書及び承認書を含むものとする。

第二条 締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用

[締約国の法令及び特定の国際条約]

この改正協定は、 締約国の法令によって与えられる一層厚い保護の適用に影響を及ぼすものではなく、

また、著作権に関する国際条約及び協定によって美術の著作物及び応用美術の著作物に与えられる保護又

は世界貿易機関を設立する協定に附属する知的所有権の貿易関 連の 側面に関する協定によって意匠に与え

(2) [パリ条約を遵守する義務]

られる保護に何ら影響を及ぼすものではない。

締約国は、パリ条約の規定で意匠に関するものを遵守する。

第一章 国際出願及び国際登録

第三条 国際出願をする資格

締約国である国の国民若しくは締約国である政府間機関の構成国の国民である者又は締約国の領域に住

所、 常居所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者は、 国際出願をする資格を有

する。

第四条 国際出願をするための手続

(1) [直接又は間接の出願]

- (a) 出願人は、その選択により、 国際事務局に対し直接に、又は出願人の締約国の官庁を通じて国際出願
- をすることができる。
- (b) (a)の規定にかかわらず、 いずれの締約国も、 宣言により、 自国の官庁を通じて国際出願をすることが

できない旨を事務局長に通告することができる。

(2) [間接の出願の場合の送付手数料]

ずれ の締約国 の官庁も、 自己を通ずる国際出願について送付手数料を支払うことを出願人に要求する

ことができる。

第五条 国際出願の内容

[国際出願に必須の内容]

(1)

国際出願については、一の所定の言語で作成し、 及び次のものを含め、又は添付する。

- (i) この改正協定に基づく国際登録の請求
- ii 出願人に関する所定の事項
- (iii) 国際出願の対象である意匠の一の複製物又は出願人の選択による二以上の異なる複製物の写し (所 所

定に基づいて公表の延期の請求がなされている場合には、 定の方法により提出されるもの)の所定の部数。ただし、 所定の部数の意匠の見本を添付することができる。 意匠が平面的なものであり、かつ、⑤の規 国際出願には、 複製物を含めることに代え

- (iv)意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品
- (v) 指定締約国の表示

 \mathcal{O}

所定

の表示

- (1) 所定の手数料
- が その他の所定の事項

(2)

[国際出願に追加される必須の内容]

(a) 国の法令に基づいて出願日が認められるためには、当該出願が心に規定する要素のいずれかを含むこと その官庁が審査官庁である締約国であって、 自国の法令が意匠の保護の付与のための出願について自

をこの改正協定の締約国となる時に要求するものは、宣言により、 当該要素について事務局長に通告す

ることができる。

- (b) (a)の規定に基づいて通告することができる要素は、次のものとする。
- (i) 出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示
- (ii) 出願 の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明
- (ii) 請求の範囲
- (c) 国際出 願に国の規定に基づいて通告を行った締約国の指定を含む場合には、 当該国際出願には、 所定

の方法により通告の対象である要素についても含める。

(3) [国際出願の他の内容]

国際出願には、 規則に定める他の要素を含め、 又は添付することができる。

(4) [同一の国際出願における二以上の意匠]

国際出願には、所定の条件に従い、 二以上の意匠を含めることができる。

(5) [公表の延期についての請求]

国際出願には、公表の延期についての請求を含めることができる。

第六条 優先権

- (1) [優先権の主張]
- (a) れた一又は二以上の先の出願に基づく優先権をパリ条約第四条の規定に基づいて主張する申立てを含め ることができる。 国際出願には、 パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国についてさ
- (b) の場合には、 規則は、 (a)に規定する申立てを国際出願をした後に行うことができることを定めることができる。こ 規則は、 当該申立てを行うことができる期限について定める。
- ② [優先権の主張の基礎となる国際出願]

国際出願は、 その出願日から、 出願の結果のいかんを問わず、 パリ条約第四条に規定する正規の出願と

同等のものとする。

第七条 指定手数料

(1) [所定の指定手数料]

所定の手数料は、 (2)の規定が適用される場合を除くほか、 各指定締約国についての指定手数料を含む。

(2) [個別の指定手数料]

それら 指定手 国 5 指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを事務局長に通告することができる。 締約国が指定されている国際出 1 玉 の官庁が同じ数の意匠に対 締約国であってその官庁が審査官庁であるもの及び政府間機関である締約国は、]際手続 当該 数料 の締 個別 約 の額 の利用による節約分を減じた額に相当する額を上回ることができない。 国 の指 は、 は、 定 最 当該宣言において表示するものとし、 手数料 初 の保護期間及び各更新期間につい して同じ期間 の額を定めることができる。 願及び当該国際出 の保護を付与するために出願人に支払わせることのできる額か 願による国際登録の更新について、 その後の宣言において変更することができる。 もっとも、 て又は当該締約国 当該 個 別の が認める最長の保護期 指定手数料は 宣言により、これらの (1)に規定する所定 当該. 当 該 間 個 別の 締 に 約 の 0

(3) [指定手数料の移転]

国際事務局は、 締約 国について支払われた①及び②に規定する指定手数料を当該締約国に移転する。

第八条 不備の補正

(1) [国際出願の審査]

国際事 務局 は、 国際出願の受理の時に当該国際出願がこの改正協定及び規則の要件を満たしていない . ك

認める場合には、 出願人に対し所定の期間内に必要な補正をするよう求める。

- (2) [補正されない不備]
- (a) 国際出 |願は、 出願 人が所定の期間内に(1)に規定する求めに応じない場合には、 (b)の規定が適用される

場合を除くほか、放棄されたものとみなす。

(b) 第五条②の規定に関連する不備又は締約国が規則に従って事務局長に通告した特別の要件に関連する

それらの要素又は要件を要求した締 約 国 の指定を含まないものとみなす。

不備がある場合において、

出

願人が所定の期間

内

に(1)に規定する求めに応じないときは、

国際出

願は、

第九条 国際出願の出願日

(1) [直接の国際出願]

出願日は、 国際出願が国際事務局に対して直接にされる場合には、 (3)の規定が適用される場合を除くほ

か、国際事務局が当該国際出願を受理した日とする。

(2) [間接の国際出願]

出 願 日 は、 国際出願が出願人の締約国の官庁を通じてされる場合には、 所定の方法により決定する。

(3)[特定の不備のある国際出 願

出 願 消日は、 国際事 務局が国際出願を受理した日において、 当該国 際出願に 出願日 の延期を要する所定の

不備がある場合には、 国際事 務局が当該不備の補正を受理した日とする。

第十条 国際登録、 国際 登録 Ò 日 公表及び国際登録の秘密 の写し

(1) 国際登録

国際事務局 は、 国際出願を受理した後直ちに、 又は第八条の規定に従って補正をするよう求めている場

合には必要な補正を受理した後直ちに、 願の対象である意匠を登録する。

国 . 際

出

その登録は、

第十一

条の

規定に従って公表が延期されるか否かにかかわらず、 するものとする。

(2)国際登録 の 日]

(a) 国際登録 の日は、 (b)の規定が適用される場合を除くほか、 国際出願の出願日とする。

(b) 国際登録 の日は、 玉 際事務局が国際出願を受理した日において、 当該国 際出 願に第五 条(2)の規定に関

連する不備がある場合には、 国際事務局が当該不備の補正を受理した日又は国際出 |願の 出願日のいずれ

か遅い日とする。

- (3) [公表]
- (a) のとし、名義人が他の方法による公表を求められることはないものとする。 国際登録は、 国際事務局が公表する。その公表は、全ての締約国において十分なものとみなされるも
- (b) 国際事務局は、 公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する。
- (4) [公表前の秘密の保持]

国際事務局は (5)及び次条(4)的の規定が適用される場合を除くほか、 公表するまで国際出願及び国際登

録を秘密のものとして取り扱う。

- (5) [秘密の写し]
- (a) 関連のある証明書、 に通報しており、かつ、国際出願において指定されている官庁に対し、当該国際出願に添付されている 国際事務局は、 登録の後直ちに送付される国際登録の写しを受け取ることを希望する旨を国際事務局 文書又は見本と共に当該写しを登録の後直ちに送付する。
- (b) を秘密のものとして取り扱うものとし、また、当該国際登録の審査及び当該官庁が権限を有する締 官庁は、 国際事務局が国際登録を公表するまで、国際事務局によって送付された当該国際登録の写し 約国

の外部 の紛争に係る行政的又は法的手続を目的とする場合を除くほか、 のい かなる者に対しても、 当該国際登録の内容を漏らすことができない。 当該国際登録の名義人以外の当該官庁 当該行政的又は法的手

続 の場合には、 当該国際登録の内 容は、 当該行政的又は法的手続に関係する当事者であって秘密の保持

第十一条 公表の延期

を尊重する義務を負うものに対

Ų

秘密

0

ものとしてのみ開示することができる。

[公表の延期に関する締約国の法令]

(1)

は、

宣言により、

(a) 締約国 は、 自国 の法令が意匠の公表の延期について所定の期間よりも短い期間を規定している場合に

認められる延期の期間を事務局長に通告する。

(b) 締約国は、 自国 の法令が意匠の公表の延期について規定していない場合には、宣言によりその事実を

事務局長に通告する。

(2) [公表の延期]

国際出願が公表の延期の請求を含む場合には、 当該公表は、 次の時に行う。

(i) 国際出 |願にお いて指定されたいずれの締約国も①の規定に基づく宣言を行っていない場合には、 所

定

の期間

の満了

の時

- (ii) ときは、 一該宣言におい 国際 出 願 に お て通告された期間 いて指定された締 の宣言におい の満了 約国 \mathcal{O} の 時 いずれ 又は、 かが 当該宣言を行った指定された締約国が二以上ある (1)aの規定に基づく宣言を行っている場合には、 \ \ 期間 \mathcal{O} 満 了 0 時
- (3)を延期することができないことについて①ਿの規定に基づいて宣言を行っている場合には 公表 [適用される法令により延期することができない場合の延期 の延期が請求され、 当該締約 国 かつ、 国際出願において指定された締約 て通告された最も短 $\widehat{\mathcal{O}}$ 請 国 求の $\overline{\mathcal{O}}$ 取 いずれかが自国の法令により公表 扱
- (i) 所定 ない場合には、 国際事務局は、 の期間内に国際事務局に対する書面による届出により当該宣言を行った締約国 国際事務局は、 iiの規定が適用される場合を除くほか、その旨を出願人に通知する。 当該公表の延期の請求を考慮しない。 の指定を取り下げ 当該出願人が
- (ii) 国際事務局は、 国際出願に意匠の複製物を含めることに代えて意匠の見本が添付された場合には、

当該宣言を行っている締約国の指定を考慮しないものとし、その旨を出願人に通知する。

- ④ [早期の公表又は国際登録への特別なアクセスの請求]
- (a) 全部の公表を請求することができる。 名義人は、 2の規定により適用される延期の期間中い この場合には、 延期の期間 つでも、 は、 国際登録の対象である意匠 国際事務局がその請求を受理 の 一 部又は した

日に満了したものとみなす。

- (b) 対して当該意匠の一 ある意匠 名義人は、 0 部若 (2)の規定により適用される延期の期間中 しくは全部につい 部若しくは全部 へのアクセスを認めるよう請求することができる。 て の抄本を自己が定める第三者に提供するよう、 いつでも、 国際事務局に対 Ĺ 又は当該 玉]際登録 0 第三者に 対象で
- (5) [放棄及び限定]
- (a) 玉 |際登録を放棄する場合には、 名義人が②の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国について 当該国際登録の対象である一又は二以上の意匠については、 公表しな

(b) 名義人が②の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国について

\ <u>`</u>

国際登録をその対象である意匠の一部に限定する場合には、その他の意匠については、 公表しない。

- (6) [公表及び複製物の提出]
- (a) \mathcal{O} 時に国際 国際事務局は、 際登録を公表する。 所定の手数料の支払を条件として、この条の規定により適用される延期の 当該手数料が所定の方法により支払われない場合には、 国際登録は、 期 間 の満了 取

消され、及び公表されない。

(b) 出する。 所定の期間内に、 名義人は、 名義人が所定の期間内に当該写しを提出しない限り、 第五条(1)证 国際事務局に対し、 の規定に従って国際出願に意匠の一又は二以上の見本が添付された場合には、 当該国際出願 の対象である意匠の複製物 国際登録は、 取り消され、 0 所定の 部数の写しを提 及び公表され

第十二条 拒絶

ない。

(1) [拒絶する権利]

 \mathcal{O} 付与のための条件を満たしていない場合には、 指定締約国の官庁 は、 国際登録 の対象である意匠の一部又は全部が当該指定締約国の法令に基づく保護 当該指定締約国の領域における国際登録の一 部又は全部

件であって、この改正協定若しくは規則に定めるもの又は当該要件に追加的な若しくは当該要件と異なる 要件が当該指定締約国 の効果を拒絶することができる。ただし、いずれの官庁も、 の法令の規定を満たしていないことを理由に国際登録の一部又は全部の効果を拒絶 国際出願の形式若しくは記載事項に関する要

(2) [拒絶の通報]

することができない。

- (a) 国際 登 録 の効果を拒絶する官庁は、 所定 の期間内に国際事務局に対しその拒絶を通報する。
- (b) 拒 絶 \mathcal{O} 通報には、 当該拒 絶 の根拠となる全ての理由を記載する。
- (3) [拒絶の通報の送付及び救済手段]
- (a) 国際事務局は、 名義人に拒絶の通報の写しを遅滞なく送付する。
- (b) 護 手段は、 名義人は、 の付与のための出願をしたとしたならば与えられたであろう救済手段を与えられる。そのような救済 少なくとも当該拒絶の再審査若しくは見直し又は当該拒絶に対する不服の申立ての可能性から 国際登録の対象である意匠について、拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づいて保

成る。

(4) [拒絶の取下げ]

拒絶は、 その一部又は全部について、 当該拒絶を通報した官庁がいつでも取り下げることができる。

第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件

(1) [特別の要件の通告]

別個 使用 以上の意匠を含める出願人の権利に影響を及ぼすものではない。 願が当該宣言を行った締約国を指定する場合であっても、 する場合には、 締 の意匠 の単一 約国 は、 性 のみを単一 自国 の要件に合致すること若しくは同 宣言により、 の法令が、 の出願 その旨を事務局長に通告することができる。 において請求することができることをこの改正協定の締約国となる時に要求 同じ出願 の対象である二以上の意匠が意匠の単 の組若しくは構成 第五条40の規定に基づいて国際出願において二 の品目に属すること又は もつとも、 一性、 製品の単一 当該宣言は、 性若しくは 0 独 国際出 $\frac{1}{2}$ カン 0

(2) [宣言の効果]

①に規定する宣言を行った締約国の官庁は、 自国が通告した要件に適合するまでの間、 前条(1)の規定に

基づいて国際登録の効果を拒絶することができる。

- ③ [登録の分割について支払うべき追加の手数料]
- する官庁において国際登録が分割される場合には、 ために必要とされる追加の国際出願について手数料を課することができる。 ②に規定する拒絶の通報の後に、当該通報に記載された拒絶の理由となった問題を克服するために関係 当該官庁は、 当該拒絶の理由となった問題を回 [避する
- 第十四条 国際登録の効果

(1)

[適用される法令に基づく出

願の

効果」

- 与 のため 国際登録 の正 は、 規の出願と少なくとも同一の効果を有する。 国際登録の 日 から、 指定締: 約国にお いて、 当該指定締約国 の法令に基づく意匠 の保護の付
- ② [適用される法令に基づく保護の付与の効果]
- (a) 令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。 則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定された時から、 拒 絶を通報するために当該指定締約国に認められている期間の満了の日から、 国際登録は、第十二条の規定に従いその官庁が拒絶を通報していない指定締約国において、遅くとも 又は当該指定締約国 当該指定締約国 が規 の法

- (b) 場合には、 取 り下げられた日から、 国際登録は、 当該指定締約国において、 指定締約国の官庁が拒絶を通報し、 当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。 当該拒絶が取り下げられた範囲については、遅くとも当該拒絶が その後当該拒絶の一部又は全部について取り下げた
- (c) 指定官庁が国際事務局から受理し、 たものに こ の (2) ついて適用する。 の規定により国際登録に与えられる効果は、 又は該当する場合には当該指定官庁における手続によって修正され 登録の対象である一又は二以上の意匠であって、
- (3) [出願人の締約国の指定の効果に関する宣言]
- (a) 合には、 その官庁が審査官庁である締約国は、 国際登録における自国の指定が効果を有しない旨を通告することができる。 宣言により、 事務局長に対し、 自国が出願人の締約国である場
- (b) 出 願に表示されている場合には、当該指定締約国の指定を考慮しない。 国際事務局は、 (a)に規定する宣言を行った締約国が出願人の締約国及び指定締約国の双方として国際

第十五条 無効

(1) [防御の機会の要件]

指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する当該指定締約国の権限のある当局に

当該国際登録の名義人に自己の権利を防御する機会を適時に与えることなく行うこと

ができない。

よる無効の決定は、

(2) [無効の通報]

その領域 に お いて国際登録 の効果が無効となった締約国の官庁は、 その無効について知った場合には、

その旨を国際事務局に通報する。

第十六条 国際登録に関する変更その他の事項の記録

(1) [変更その他の事項の記録]

国際事務局は、 国際登録簿に所定の方法により次の事項を記録する。

- (i) 指定締約国 の <u>一</u> 部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所
- 有権の変更。ただし、 新権利者が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格を有する場合に限る。
- (i) 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (iii) 出願人又は名義人の代理人の選任及び当該代理人に関する他の関連事項

- (iv) 国際登録に関し、 指定締約国の一部又は全部について行われた名義人による放棄
- (v) に対して付された名義人による限 国際登録に関し、 指定締約国 一の一部又は全部について、 定 国際登録の対象である一又は二以上の意匠
- (vi) 局による当該指定締約国 国際登録に関 Ĺ 国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての指定締約国 の領域における効果の無効 の権限のある当
- (vii) 国際 登録の対象である意匠の一 部又は全部についての権利に関する他の関連事項であって規則に定
- (2) [国際登録簿における記録の効果]

めるも

- する記録について、 ば有したであろう効果と同一の効果を有する。ただし、 (1) (i) ü及びwからwまでに規定する記録は、 自国の官庁が当該宣言において特定する証明書又は文書を受領するまで自国において 関係する締約国の官庁の登録簿に記録されたとしたなら 締約国が宣言により事務局長に対し、 (1) (i) に規定
- (3) [手数料]

効果を有しない旨を通告する場合は、この限りでない。

①に規定する記録については、 手数料の支払を条件とすることができる。

(4) [公表]

国際事務局は、 (1)に規定する記録に関する記載事項を公表する。 国際事務局は、 公表された当該記載事

項の写しを関係する締約国の官庁に送付する。

第十七条 国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間

(1) [国際登録の最初の期間]

国際登録は、 国際登録の日から起算して五年を最初の期間として効果を有する。

(2) [国際登録の更新]

国際登録は、 所定の手続に従い、 所定の手数料を支払うことを条件として、更に五年の期間更新するこ

とができる。

(3) [指定締約国における保護の存続期間]

(a) 指定締約国における保護の存続期間は、 国際登録が更新されることを条件として、心の規定が適用さ

れる場合を除くほか、国際登録の日から起算して十五年とする。

(b) 該指定締約国の法令に定めている場合には、保護の存続期間は、 指定締約国の法令に基づいて保護が付与されている意匠について十五年を超える保護の存続期間を当 国際登録が更新されることを条件とし

(c) 締約国 は、 宣言により、 自国 の法令に定める最長の保護の存続期間を事務局長に通告する。

(4) [部分的な更新の可能性]

て、

当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。

国際登録 \mathcal{O} 更新は、 指定締約国の一 部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一 部又は全部について

することができる。

(5) [更新の記録及び公表]

国際事務局は、 国際登録簿に更新を記録し、その記録に関する記載事項を公表する。 国際事務局は、公

表された当該記載事項の写しを関係する締約国の官庁に送付する。

第十八条 公表された国際登録に関する情報

(1) [情報へのアクセス]

国際事務局は、 公表された国際登録に関し、 所定の手数料を支払った上で国際登録簿の抄本又は国際登

録簿の内容に関する情報を請求するいかなる者に対してもこれらの抄本又は情報を提供する。

(2) [認証の免除]

国際事務局が提供する国際登録簿の抄本は、 締約国における認証のいかなる要件も免除される。

第二章 管理規定

第十九条 二以上の国の共通の官庁

(1) [共通の官庁の通告]

この改正協定の締約国となる意思を有する二以上の国が意匠に関する国内法令を統一した場合又はこの

改正協定の締約国である二以上の国が意匠に関する国内法令を統一することに合意した場合には、これら

の国は、事務局長に次のことを通告することができる。

(i) 一の共通の官庁がこれらの国のそれぞれの官庁を代行すること。

(ii) 用されるこれらの国の領域全体が単一の締約国とみなされること。 この改正協定の第一条、第三条から前条まで及び第三十一条の規定の適用上、統一された法令が適

(2) [通告が行われる時]

(1)に規定する通告は、 次の時に行う。

(i) この改正協定の締約国となる意思を有する国については、第二十七条②に規定する文書を寄託した

時

(ii) この改正協定の締約国については、 国内法令が統一された後のいずれかの時

[通告の効力発生の日]

(3)

(1)及び(2)に規定する通告は、 次の時に効力を生ずる。

(i)

この改正協定の締約国となる意思を有する国については、

当該国がこの改正協定に拘束される時

(ii) この改正協定の締約国については、 事務局長が当該通告につき他の締約国に通報した日の後三箇月

を経過した時又は当該通告に示されたそれ以降の日

第二十条 ハーグ同盟の構成国

締約国は、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定の当事国と共に同一の同盟の構成国となる

ものとする。

第二十一条 総会

- (1) [構成]
- (a) 締約国は、 千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国と共に同一の総会の構成国となるも

のとする。

- (b) び専門家の補佐を受けることができる。 総会の各構成国は、 総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、 また、 各代表は、 一の締約国のみを代表することができる。 代表代理、 顧問及
- (c) 総会の構成国でない同盟の構成国は、 総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(2) [任務]

- (a) 総会は、次のことを行う。
- (i) 同盟 の維持及び発展並びにこの改正協定の実施に関する全ての事項を取り扱うこと。
- (ii) この改正協定又は千九百六十七年補足協定に基づき特に与えられた権利を行使し、及び任務を遂行

すること。

- (iii) 事務局長に対し改正会議の準備に関する指示を与え、及び当該改正会議の招集を決定すること。
- iv 規則を修正すること。

- (v) 限内の事項について全ての必要な指示を与えること。 同盟 に関する事務局長の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権
- (vi) 同盟 の事業計画を決定し、及び二年予算を採択すること並びに同盟の決算を承認すること。
- 同盟の財政規則を採択すること。
- (iii) 同盟 の目的を達成するために適当と認める委員会及び作業部会を設置すること。
- (ix)オブザ (1) (c) ーバーとして出席することを認められるものを決定すること。 の規定が適用される場合を除くほ か、 国 政府間機関及び非政府機関であって、 総会の会合に
- (X) 遂行すること。 同盟 の目的を達成するために他の適当な措置をとり、及びこの改正協定に基づく適当な他の任務を
- (b) ては、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。 総会は、 同盟以外の諸同盟であって、 機関が管理業務を行っているものにも利害関係のある事項につ
- (a) 各事項に係る総会においての投票については、 当該各事項について投票権を有する国である総会の構

(3)

[定足数]

成国の二分の一をもって定足数とする。

(b) 当該期間 務局 たすこととなり、 定を通報 会の手続に関する決定を除 分の一に満たないが三分の一以上である場合には、 表を出した国である総会の構成国の数が当該各事項について投票権を有する国である総会の構成 総会は、 は、 当該事項について投票権を有するが代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、 の満了の時に、 (a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、 その通 かつ、 報の 必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、 賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国 日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。 くほ か、 次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわ 決定を行うことができる。ただし、その決定は、 各事項について投票権を有し、かつ、代 の数が会合の定足数の不足を満 当該決定は、 効力を生ず ち、 その決 国 国際 の 二 総 事

(4) [総会における決定]

る。

- (a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
- (b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、 問題となっている事項は、 投票によっ

て決定する。この場合には、次のとおり投票する。

(i)

国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国

の名においてのみ投票する。

(ii) 政府間機関である締約国は、 当該政府間機関の構成国であってこの改正協定の締約国であるものの

総数に等しい数の票により、 当該構成国に代わって投票することができる。 当該政 府 間 機関 は、 当該

構成国 0 いずれ、 かが自国 の投票権を行使する場合には、 投票に参加してはならない。 また、 当該 政

府

間機関 が自らの投票権を行使する場合には、 当該構成国 \mathcal{O} いずれも投票に参加してはならない。

(c) 束されない締約国は投票権を有しないものとし、 千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国のみに関する事項については、 また、 締約国のみに関する事項については、 同 条の規定に拘 締約国 (T)

(5)[多数による議決]

みが投票権を有する。

- (a) 総会の決定は、第二十四条2及び第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、 投票数の三分の
- 二以上の多数による議決で行う。
- (b) 棄権は、 投票とみなさない。

- (6) [会合]
- (a) 総会は、 事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合するものとし、例外的な場合
- (b) を除くほか、 総会は、 総会の構成国の四分の一以上の要請又は事務局長の発意に基づき、事務局長の招集により、 機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- 臨時会合として会合する。
- (c) 各会合の議題は、事務局長が作成する。
- (7) [手続規則]

総会は、その手続規則を採択する。

第二十二条 国際事務局

- (1) [管理業務]
- (a) 国際登録及び関連の任務並びに同盟に関連する全ての管理業務は、国際事務局が行う。
- (b) 国際事務局は、 特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部

会の事務局の職務を行う。

(2) [事務局長]

事務局長は、同盟の首席の職員とするものとし、同盟を代表する。

(3) [総会以外の会合]

事務局長は、 総会の設置する委員会及び作業部会並びに同盟に関する問題を取り扱う他の全ての会合を

招集する。

- (4) [総会及び他の会合における国際事務局の役割]
- (a) 並びに同 事 務局長及び事務局長の指名する者は、 盟 の後援 の下に事務局長によって招集される他の会合に投票権なしで参加する。 総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合
- (b) 及び他の会合における事務局の長としての職務を行う。 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、 当然に、 総会並びに国に規定する委員会、 作業部会
- (5) [会議]
- (a) 国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、 (a)に規定する準備に関し政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議する

ことができる。

(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、 改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(6) [他の任務]

国際事務局は、この改正協定に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第二十三条 財政

(1) [予算]

a 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、 同盟に固有の収入及び支出並びに機関が管理業務を行っている諸同盟の共通経費の予

算に対する同盟の分担金から成る。

(c) 同盟にも帰すべき経費をいう。 諸同盟の共通経費とは、 同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の同盟以外の諸 共通経費についての同盟の分担の割合は、 共通経費が同盟にもたらす利

益に比例する。

(2) [同盟以外の諸同盟の予算との調整]

同盟の予算は、 同盟以外の諸同盟であって、 機関が管理業務を行っているものの予算との調整の必要性

を十分に考慮した上で決定する。

(3)[予算の財源]

同盟 の予算は、 次のものを財源とする。

(i) 国際登録に係る手数料

(ii)

国際事務局が同盟に関連 して提供する他の役務について支払われる料金

(iv)贈与、 遺贈及び補助 金

(iii)

同盟

に関する国際事務局

の刊行物

の販売代金及び当該刊行物に係る権利の使用料

(v)賃貸料、 利子その他 の雑 収入

(4)[手数料及び料金の決定並びに予算の水準]

(a) 1 ては、 (3) (1)に規定する手数料の額は、 事務局長が定めるものとし、次の会合において総会の承認を得ることを条件として、暫定的に 事務局長の提案に基づいて総会が決定する。 (3) (i) に規定する料金につ

適用する。

- (b) (3) (1)に規定する手数料の額は、 手数料及び他の財源による同盟の歳入が少なくとも同盟に関する国際
- (c) 予算は、 新会計年度の開 始前に採択されなかった場合には、 財政規則の定めるところにより、 前年度

事務局の全ての経費を賄うことができるように決定する。

(5) [運転資金]

 \mathcal{O}

予算と同等の水準

のものとする。

支払金から成る運転資金を有する。 同 盟 は、 超過 した収入又は当該収入が十分でない場合には、 当該運転資金が十分でなくなった場合には、 当該収入及び同盟 総会がその の各構成 国 増額を決定す 0 口 限 りの

事務局長の提案に基づいて総会が決定する。

(6) [接受国による立替え]

る。

支払

の比率及び条件は、

- (a) に当該国が立替えをすることを定める。 その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、 立替えの額及び条件は、 当該国と機関との 運転資金が十分でない場合 間 \mathcal{O} 別個 \mathcal{O} 取 極に
- (b) (a)に規定する国及び機関は、 それぞれ、 書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有す

ょ

ってその都度定める。

る。 廃棄は、 通告が行われた年の終わりから三年を経過した時に効力を生ずる。

(7) [会計検査]

会計検査は、 財政規則の定めるところにより、 同盟の一若しくは二以上の構成国又は外部の会計検査専

門家が行う。 これらの構成国又は会計検査専門家は、 総会がこれらの構成国又は会計検査専門家の同意を

得て指名する。

第二十四条 規則

[対象事項]

(1)

規則 は、 この改正協定の実施に関する細目について規律する。 規則は、 特に次の事項に関する規定を含

む。

- (i) この改正協定において所定の事項であることが明示的に定められている事項
- (ii) この改正協定の規定に関する更なる細目又はこの改正協定の規定を実施するために有用な細目
- 部 事務的な要件、事項又は手続
- (2) [規則の特定の規定の修正]

- (a) 規則は、 その特定の規定について全会一致によってのみ又は五分の四以上の多数による議決によって
- (b) 規則の修正について、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来においてもはや適用

のみ修正することができることを規定することができる。

しないものとするためには、全会一致によることを必要とする。

(c) 規則の修正について、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来において適用するた

③ [この改正協定と規則との抵触]

めには、

五分の四以上の多数による議決を必要とする。

この改正協定の規定と規則の規定とが抵触する場合には、 この改正協定の規定が優先する。

第三章 改正及び修正

第二十五条 この改正協定の改正

(1) [改正会議]

この改正協定は、締約国の会議によって改正することができる。

(2) [特定の規定の改正又は修正]

第二十一条から第二十三条まで及び次条の規定は、 改正会議により又は次条の規定に従って総会により

修正することができる。

第二十六条 総会による特定の規定の修正

- (1) [修正の提案]
- (a) 第二十一条から第二十三条まで及びこの条の規定の総会による修正の提案は、 締約国又は事務局長が

行うことができる。

- (b) (a)に規定する提案は、 総会による審議の遅くとも六箇月前までに、 事務局長が締約国に送付する。
- (2) [多数による議決]
- ①に規定する条の規定の修正の採択は、四分の三以上の多数による議決を必要とする。 ただし、第二十

条又はこの②の規定の修正の採択は、五分の四以上の多数による議決を必要とする。

- (3) [効力発生]
- (a) ①に規定する条の規定の修正は、 lbの規定が適用される場合を除くほか、 当該修正が採択された時に

総会の構成国であって当該修正についての投票権を有していた締約国の四分の三から、 それぞれの憲法

上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ず

(b) 第二十一条(3)若しくは(4)又はこの(6)の規定の修正は、 総会による採択の後六箇月以内にいずれかの締

る。

約国が当該修正を受諾しない旨を事務局長に通告した場合には、 効力を生じない。

当該修正が効力を生ずる時に締約国であり、

又はその後

に締約国となる全ての国及び政府間機関を拘束する。

(c)

この3の規定に従って効力を生ずる修正は、

第四章 最終規定

第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続

(1) [資格]

②及び③並びに次条の規定に従うことを条件として、次のものは、 この改正協定に署名すること及びこ

の改正協定の当事者となることができる。

(i) 機関の加盟国

(ii) 政府 間機関であって、その設立条約が適用される領域において効果を有する意匠の保護を付与する

の加盟国であり、 ことができる官庁を維持するもの。ただし、 及び当該加盟国の官庁が第十九条の規定に基づく通告の対象でない場合に限る。 当該政府間機関の構成国のうち少なくとも一の国が機関

- (2) [批准又は加入]
- (1)に規定する機関 の加盟国又は政府間機関は、 次のものを寄託することができる。
- (i) この改正協定に署名している場合には、批准書
- 立の改正協定に署名していない場合には、加入書
- (3) [寄託が有効となる日]
- (a) 称する。)の寄託が有効となる日は、文書が寄託された日とする。 的からdまでの規定が適用される場合を除くほか、 批准書又は加入書(この③において「文書」と総
- (b) が寄託された日よりも遅い日である場合には、 とができるものの文書の寄託が有効となる日は、 政府間機関の構成国であって、当該政府間機関が維持する官庁を通じてのみ意匠の保護を付与するこ 当該政府間機関の文書が寄託された日とする。 当該政府間機関の文書が寄託された日が当該国の文書
- (c) 第十九条に規定する通告を含み、又は伴う文書の寄託が有効となる日は、 当該通告を行った国の集団

に属する国の最後の文書が寄託された日とする。

(d) 寄託されたものとみなされる。 書がそれ 二の国又は他の一の国及び一の政府間機関の文書も寄託されることを自国が文書を寄託したとみなされ する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。 又は政府間機関については、 る条件とする旨の宣言を文書に含め、 いずれの国も、この改正協定の締約国となる資格を有する他の一の国若しくは一の政府間 自 |体同種 の宣言を含み、 その名称を明示する。当該宣言を含み、又は伴う文書は、 又は伴う場合には、 又は伴わせることができる。この場合において、これらの 当該同種の宣言に明示する条件が満たされた日に ただし、 当該文書は、 当該宣言に 当該宣言に明示 **B機関、** 明示する文 他 他の の国

(e) 回は、 (d)の規定に基づいて行われた宣言は、いつでも、その全部又は一部を撤回することができる。 事務局長が当該撤回の通告を受領した日に効力を生ずる。 その撤

第二十八条 批准及び加入の効力発生の日

(1) [考慮されるべき文書]

この条の規定の適用上、 前条(1)に規定する機関の加盟国又は政府間機関によって寄託され、 かつ、 同条

- (3)の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。
- (2) [この改正協定の効力発生]

この改正協定は、 六の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。 ただし、 国際事 務局

によって収集された最新の年次統計におい て、 当該六の国のうち少なくとも三の国のそれぞれが少なくと

も次のいずれかの条件を満たしていなければならない。

(i) 意匠 の保護を求める出 願が当該国において及び当該国について三千以上行われていること。

(ii) 意匠 の保護を求める出願が当該国において及び当該国について、 当該国以外の 玉 の居住者により千

以上行われていること。

(3) [批准及び加入の効力発生]

(a) この改正協定の効力発生の日の三箇月前までに批准書又は加入書を寄託した国又は政府間機関は、こ

の改正協定の効力発生の日にこの改正協定に拘束される。

(b) その他の国又は政府間機関は、 批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月で、 又はこれらの文書

に明示されたそれ以降の日に、この改正協定に拘束される。

第二十九条 留保の禁止

この改正協定に対するいかなる留保も、認められない。

第三十条 締約国が行う宣言

(1) [宣言が行われる時]

第四条(1) (þ) 第五条(2)(a)、 第七条(2)、 第十一条(1)、第十三条(1)、 第十四条(3)、 第十六条②又は第十七条

(3) (の規定に基づく宣言は、次の時に行うことができる。

(i) 府間機関がこの改正協定に拘束される日に効力を生ずる。 第二十七条(2)に規定する文書の寄託の時。この場合には、 当該宣言は、 当該宣言を行った国又は政

(ii) その効力が生ずる日以降の日を国際登録の日とする国際登録についてのみ適用する。 した日の後三箇月で、又は当該宣言において明示されたそれ以降の日に、 第二十七条22に規定する文書の寄託の後。この場合には、 当該宣言は、 効力を生ずる。 事務局長が当該文書を受領 もつとも

② [共通の官庁を有する国による宣言]

①の規定にかかわらず、①に規定する宣言であって、 第十九条①の規定に基づき一又は二以上の他

の国

他 と共に、 0 玉 が 相 共通の官庁が国内の官庁を代行することを事務局長に通告した国によって行われたものは、 応 の宣言を行った場合にのみ効力を生ずる。 当該

(3) [宣言の撤回]

る。 局長が当該通告を受領した日 (1)に規定する宣言は、 第七条 (2)の規定に基づい 事務局長に宛てた通告によりい て行われる宣言の場合には、 の後三箇月で、 又は当該通告において明示された日以 つでも撤回することができる。 当該撤[回 は、 その効力が生ずる前に提出された 降 \mathcal{O} その撤! 日に、 効力を生ず 口 は、 事務

国際出願に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適 用

(1) [この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国 の間又はこの改正協定及び千九百六十

年改正協定の双方を締結した国の間の関係]

らの 改正協定の双方を締結した国 この改正協定及び千九百三十四年改正協定 国は、 この改正協定がその相互の関係において適用される日前に国際事務局に寄託された意匠につい の 間 の相 互 の関係においては、 の双方を締結した国の間又はこの改正協定及び千九百六十年 この改正協定のみを適用する。ただし、それ

ては、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を適用する。

(2)正協定の双方を締結した国と千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を締結した国であって、 [この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又はこの改正協定及び千九百六十年改

この改正協定を締結していないものとの間の関係」

(a) 百三十四年改正協定を引き続き適用する。 た国であって、千九百六十年改正協定又はこの改正協定を締結してい この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国は、 千九百三十四年改正協定を締結 ないものとの関係において、 千九

(b) であって、この改正協定を締結していないものとの関係において、 この改正協定及び千九百六十年改正協定 の双方を締結した国は、 千九百六十年改正協定を引き続き適 千九百六十年改正協定を締結した国

用する。

第三十二条 この改正協定の廃棄

(1) [通告]

いずれの締約国も、 事務局長に宛てた通告によりこの改正協定を廃棄することができる。

(2) [効力発生の日]

に、 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で、 効力を生ずる。 廃棄は、これを行った締約国に関し、 当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の国際出 又は当該通告において明示されたそれ以降の日 願

及び効果を有する国際登録についてのこの改正協定の適用に影響を及ぼさない。

第三十三条 この改正協定の言語及び署名

(1) [原本及び公定訳文]

(a) この改正協定については、 ひとしく正文である英語、 アラビア語、 中国語、 フランス語、 口 シア語及

びスペイン語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、 関係政府と協議の上、総会が指定するその他の言語による公定訳文を作成する。

(2) [署名のための期間]

この改正協定は、 その採択の後一年間、 機関の本部において署名のために開放しておく。

第三十四条 寄託者

この改正協定の寄託者は、事務局長とする。